

市民文教委員会会議録

平成22年5月28日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 12:33

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「環境について」を議題といたします。「資源物の搬入状況について」執行部の説明を求めます。

環境施設課長

まず初めに、資源物の搬入状況についてご報告いたします。お手元に資料がございますが、1ページから3ページまでございます。平成21年4月から全市に、ごみ減量、リサイクルの推進を図るため、飯塚地区で行っておりました7分別収集体制を4地区に拡大し、1年間が経過しましたので、平成21年度の資源物搬入状況等について報告いたします。

お手元の資料をお願いします。1ページにつきましては、平成21年度資源物の搬入状況、2ページにつきましては、資源回収団体の回収量、3ページにつきましては、平成21年度の飯塚市の資源化量、これにつきましては1ページの資源物搬入量と2ページの資源回収団体の回収量を合計したものであります。

初めに1ページでございますが、平成21年4月から4地区で実施しました、資源物の搬入状況でございます。各地区の月別に見ますと、収集状況は変動しておりますが、平成21年度の高紙・古布、資源プラ、有害ごみの合計で見ますと、平成21年4月と平成22年3月を比較いたしますと、穂波地区では平成21年4月は3,320kg、平成22年3月は5,460kgで4月と比較しますと約67%の増、筑穂地区につきましては、4月は960kg、3月につきましては2,570kgで4月と比較しますと約168%の増、庄内地区につきましては、4月は2,280kg、3月は3,920kgで4月と比較しますと約72%の増でございます。最後に穎田地区でございますが、4月は830kg、3月は2,920kgで4月と比較しますと約252%の増であります。4地区の1年間の収集量の計は約17万820kgで、飯塚地区の1年収集量約45万5350kgで、合計しますと全市では約62万トンの資源物が収集されております。ある程度、全市的に収集体制が確立できたのではないかと考えております。

2ページにつきましては、各地区の自治会の子供会や老人会等が取り組んでおります資源回収団体での回収量を各月別に集計したものです。3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、資源化量といたしまして、これは先ほど、ご説明申し上げましたように1ページの資源物搬入量と2ページの資源回収団体の回収量を合計したものであります。資源回収団体での回収量は、年間約3,477トン、資源物搬入量626トン、合計4,102トンが資源化量となっております。

今後も、市民の皆様には、多大なるご協力をお願いするとともに、更なる環境施策の啓発を強化・実施し、ごみの減量化、リサイクルの推進に努めて参りたいと考えております。以上、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

普通の、一般の黄色い袋に入れる一般ごみですかね、可燃ごみの収集についてお尋ねをいたします。新しく造成をした団地等にごみステーションなるものを市の指導でつけさせているみたいですが、これは法的に何か縛りがありますか。

環境施設課長

現在1000㎡以上の開発につきましては、飯塚市の開発行為指導要項に基づきまして、実施しているところでございます。

瀬戸委員

聞いていますか、法的に何か縛りがあるんでしょうか。

環境施設課長

具体的に法的規制があったと、縛りがあるかということにつきましては、あくまでも開発指導要項に基づきますお願いという形では考えております。ただあの、環境基本条例の中に、業者の位置づけとしまして、環境施策を実施するにあたり協力しなければならないという形の中では、条例のほうには入れております。

瀬戸委員

じゃあ例えばね、造成団地を作ると、これは都市計画法に基づいて、県の開発許可においてですね、1000㎡以上ですか、作った場合にごみステーションつくらないと言っても何も問題なわけですね。

環境施設課長

ごみステーションにつきましては、開発行為後のあとに市民の皆様方が、それぞれ飯塚市全体の収集、ステーション方式という形の中で位置づけいたしております。犬、猫、カラス等々につきまして、かなりの件数の苦情も上がってきておりますし、またごみの集積場所の設置補助、またゴミネットの補助等も位置づけした中で、環境美化行政に推進していくという形で、飯塚市は今のところ取り組んでおります。

瀬戸委員

だからね、飯塚市の一方的な言い方はわかるけど、つくらなくちゃいけないか、つくらなくてもいいのか。それは開発側の考え方でいいのかですね、今、高齢化してなかなかステーションまで、ステーションが飛び飛びあるでしょ。お年寄りひとり住まいとかいって、そこまで持っていくのも大変なんですよ。だから、つくらなくていいんだったら、そのままその考え方で、自分ところ、今はどこでも家の前に出してますよね、昔の住宅街なんか。何も問題ないわけでしょ。

環境施設課長

現在、法的規制等々につきましては、先ほどお話ししましたように、あくまでもお願いという形しかならないというふうに考えておりますが、ただ環境美化活動の中で、どうしてもステーションにつきましては、先ほどお話し申し上げましたように、市民の皆様のご協力を得ながらゴミ箱の設置等、集積箱の設置等、それから、それぞれネット等をかぶせていただいて、環境美化活動にご協力いただいているという状況でございます。

瀬戸委員

だから、協力いただいているのはわかるけど、つくらないならつくらないでもいい、法的に何も規制はないってことでしょうか。どうですか、イエスかノーかですよ。

環境施設課長

全体的にこの問題につきましては、開発行為の中で、担当課の中でごみ集積場所という形でやっておりますので、全体的に開発行為の中では取り扱うべきかというのは、内部で協議する必要があるのではないかとこのように考えております。

瀬戸委員

協議して、お願いしてると今、そうでしょう。開発される側に市としてはそういう形をお願いしていると、でも法的に問題なければ、開発者側がやらないと言え、それで済むわけでしょう。そうしないと開発をさせないとか何かあるんですか。法的な縛りが。

環境施設課長

法的な縛りはございません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校教育について」を議題といたします。「飯塚市立小中学校再編整備等に関する
アンケート結果について」、「穎田小中学校建設基本設計案について」および「学校開放日
について」、執行部の説明を求めます。

学校施設等再編整備対策室主幹

本年2月に実施いたしました、飯塚市立小中学校再編整備等に関するアンケート調査結果の
概要をご報告いたします。本日記布いたしております飯塚市立学校再編整備等に関するアン
ケート結果の1ページ左側上段をお願いします。なお本資料につきましては、4月末に議員の
みなさま方に配布いたしましたアンケート調査報告書を整理、取りまとめたものでございま
して、5月1日付けの市報に折り込み、市民のみなさまにお配りしたものより、詳しい資料とし
ております。

本飯塚市立学校再編整備等に関するアンケート調査につきましては、本年2月に実施しまし
て、ここに記載のとおり市内の公私立の保育園、幼稚園、小学校、中学校の園児、児童、生徒
の保護者12,263名と無作為に抽出した中学生までの子どものいない市民の方、
1,960名及び市立小中学校の教職員698名、計14,921名に調査用紙を配布し、全体
で7,675件、率にして51.4%を回収いたしております。

その内訳でございますが、保育園、幼稚園の就学前の子どもの保護者が2,064名で、率
で53.4%、同じく小学生の保護者が2,854名で率にして54%、同じく中学生の保護
者が1,466名で、率にして47.2%、その他の市民の方が662名で率で33.8%で
ございます。なお、市報や新聞各社にアンケート調査を実施する旨の記事を掲載してご協力をお
願いしていましたが、中学生までの子どものいない市民の回収率が最も悪い回収結果となっ
ています。これにつきましては、突然の調査のお願いでしたし、郵便での返送としていましたこ
ともありますが、子どもがおらず、学校と直接関わっていない市民の方の関心が少ないのでは
ないかと考えているところでございます。また、中学生の保護者も若干回収率が悪いですが、
これについても1年から3年の内に子どもが中学校を卒業し、実際の学校再編に直接関わらな
いなどの要因で悪かったのではないかと考えております。

校区別では、小規模校といわれる八木山、内野、高田小学校や比較的小さな菰田、穎田小学
校の他、「公共施設のあり方に関する第1次実施計画」で存続を決定していない片島、潤野、
幸袋小学校が高い回収率を示しており、関心の高さがうかがえます。一方、同様に第1次実施
計画で存続を決定していない飯塚小学校、楽市小学校については、回収率が低くなっています。
なお、最も回収率が悪かったのは庄内小学校区の34.2%であります。

教職員の回収率は小学校、中学校ともほぼ90%と高い回収率を示しており、現場で働く者
として学校の再編整備に高い関心があることがうかがえます。

次に保護者、その他市民の回答結果についてご説明いたします。保護者、その他の市民向け
のアンケート調査の設問については、自由意見を含め大きく12問編成で、その12問に対し、
関連・付随してお聞きしている問いを合わせると、全35問の構成としています。この内、主
だったものについての結果の報告をいたします。問1の「学校施設」については、「現状のま
までよい」が約36%、「改造や建替えが必要」とお答えの方が約38%でほぼ同数となって

おり、「現状のままでよい」と回答のうち約44%の方が「施設が古くても教育には支障がない」と答えられております。また、「改造等が必要」と回答された方のうち約67%の方が「耐震性が心配である」と回答されており、施設自体の新しさや古さは教育にはあまり関係ないと感じられている一方、近年頻発する大地震への心配から子ども達の安全・安心のため耐震補強等を強く望まれていることがうかがえます。また、学校を建替えるとしたら「移転したほうがよい」との回答が約6%に対して、「現在地での建替えがよい」「できれば現在地」と合わせて約64%の方が回答されております。このことから、学校の移転については消極的であることがうかがえます。なお、「改造や建替えが必要」とお答えになった方の多くは、飯塚地区や額田地区など建築年度の古い学校の保護者の方が多く、穂波地区や筑穂地区などは校舎が比較的新しいことから「現状のままでよい」との回答が多い結果となっています。

次に、右側中段の問2の学校の「再編整備の検討」の必要性については、42%の方が「必要」、約28%の方が「必要ない」と回答されており、市全体としては再編整備の検討の必要性を感じられている方が多くおられていることがわかりました。また、「検討が必要」とお答えの方の約71%の方が適正規模でない学校が多いとお答えになっています。一方「検討の必要はない」とお答えの方の約73%の方が「学校が遠くになり、子どもや親の負担が増える」とお答えになっています。また、5割近くの方が現状で支障がないとお答えになっています。この回答のうち、再編整備により学校が遠くなると感じられている方が多いという結果ですが、実際は逆に近くなったり、変わらない場合もあるので、「再編」イコール「学校が遠くなる」とのイメージが強いことがわかりました。

2ページをお願いします。次に左側中段の問3でございますが、「複式学級」については、「支障はない」が約27%、「望ましくない」が約43%、「わからない」が約26%となっており、「支障はない」とお答えの方のうち、約75%の方が少人数であるから指導が行き届き学力的にも効果があるとお答えになっています。一方「望ましくない」とお答えの方のうち、約71%の方が複式での授業は先生も児童にとっても無理があるとお答えになっており、現在、複式学級で授業を実施している八木山、内野小学校と小規模な高田小学校校区以外の方は複式での授業は望ましくないと考えの方が多く、複式学級を体験している方とされていない方の認識の違いや、今後複式学級になるかもしれない地区の方の考えがわかります。

次に右側下段の問4でございます。「少人数学級」については、約85%の方が望ましいとお答えになり、今後本市としても現在の方針のとおり少人数学級の拡大、拡充の検討が必要で検討したいと考えております。

3ページをお願いします。左側の問5と次のページになりますが、4ページ左側上段の問7の小中学校それぞれの「小規模な学校」については、小学校が56.4%、中学校が66.3%と1学年複数の学級が「望ましい」と回答されています。その理由として、小中学校とも70%以上の方が人間関係、いわゆるいじめや序列等を心配されています。また、中学校では子どもの望む部活動がないとの回答が50%を超える結果となっており、学習面等で指導が行き届くとして小規模な学校でも支障がないとお答えの保護者等より、イジメや序列、競争心の不足を心配されている保護者等の多いことがわかります。

次の3ページ右側上段でございますが、それと4ページ、右側のやはり上段の問8、「小学生・中学生の通学距離とその方法」でございますが、大多数の方が「小学生は2km以内で徒歩通学」、「中学生は4km以内で徒歩通学か自転車通学」との回答されております。文部科学省が定めています小学校4km以内、中学校は6km以内という距離は遠すぎると感じられている方が多いことがわかります。また、スクールバスの利用距離については、「小学生では2km以上か3km以上」を合せまして7割以上の方。「中学生では4km以上」が約5割とさきほどの通学距離の回答とほぼ一致しています。

5ページをお願いします。左側上段の問9「通学区域」でございます。通学区域について

「適正な区域になっている」との回答が約54%、「適正ではない」の18%の回答を大きく上回っており、通学区域は通学距離からみて適当であるとの回答が多いことから、現状では半数以上の方が現在の通学区域に特に不満がないことがわかりました。

次に左側下段問9-4でございますが、就学校の「自由選択制度」についてです。このことについて条件付を含めまして、6割以上の方が採用を望まれており、現状の指定通学区域がよいの約19%を大きく上回っており、保護者の多くは学校を自由に選べる選択制度を望んでいることがうかがえます。しかしながら、この結果については、さきほどの適正な通学区域となっているとの回答と整合性がなく、現在の通学区域について問題ないと思っているが、子どもが望むなら校区外の学校へ通わせてやりたいとの保護者の気持ちが現れていると考えております。一方、自由選択制度に反対の意見としては、約69%の方が地域の学校に通学すべきだとお答えになり、子どもの事故の心配や学校間の格差、地域の学校へ通う子どもの減少を心配されており、近くにある地域の学校へ通わせたいとの意識がうかがえます。さらには地域の学校の児童・生徒の減少も心配されているようでございました。

次に6ページ、左側中段でございます。問10の「小中一貫教育の認知度」については、「よく知っている・知っている」が合わせて約40%で、比較的新しい教育制度としては認知度が高いといえますが、「聞いたことがある・知らない」も高い率ですので、今後も内容の周知や理解を求めることが必要と考えております。なお、小中一貫教育の効果としては、「学力の向上」、「中一ギャップの解消」の他、「思いやりの心が育つ」といった回答が最も多く、保護者として学校に望んでいることの一部が見て取れます。

次に右側上段の問11でございます。「学校施設の多機能化・複合化」ですが、メリットとしては、「地域全体で子ども達を見守る・育てる」との回答が7割を超え、一方デメリットとして同じく7割を超える方が「子ども達の安全面が心配である」とお答えになっており、学校施設に地区の公民館等を併設することはよいが、十分な不審者対策を望まれているという結果となっております。

最後に「自由意見」でございますが、この報告書には記載いたしていませんが、有効回答件数7,046件のうち、約17%にあたる1,211件の意見が寄せられております。内容につきましては、各学校の教育方針や学校運営について、教職員に対する意見・苦情、学校の再編整備に関する必要性の有無や反対意見、地域と学校の間隔を十分理解・認識すべきだといった意見、その他学校給食を自校方式にして欲しい、スクールバスの運行を要望する意見など様々な意見がございました。学校の再編整備については、反対である旨の意見も多く寄せられましたが、その主な内容は、「地域の学校」という思いが強く、地域の浮揚発展に不可欠である、地域の更なる過疎化などが心配である、地域と学校の繋がりについての強い思いをつづられていました。また、一部ではありましたが、財政面からも再編整備の必要性を訴えている方もありましたが、行財政改革と学校の再編整備との関係を非常に批判されている方が多く、市民に対して市教育委員会としての説明不足、広報等の不足を強く感じる結果となっております。

次に教職員のアンケート調査結果について、ご報告いたします。7ページをお願いします。市立小中学校の教職員を対象にした調査では、自由意見を含め全13問とし、内容についてはほぼ保護者・一般市民向けとほぼ同じ内容としています。左側上段問1につきましては、現在市内の小中学校に勤務している教職員のうち、どのくらいの者が今までに小規模な学校に勤務したことがあるかどうかの実態調査を行い、7割弱の教職員が小規模な学校に勤務したことがないということがわかりました。この勤務経験の差によりまして、これ以下の問に対する回答に若干の違いがでております。例えば、現在複式で授業を行なっている学校勤務の先生は、より複式学級でのメリットを強調していますし、経験のない先生はおおむね複式での授業に否定的でございます。

次に問2でございます。現在、勤務している学校の「教育環境（教育面）」では、「よい又

はどちらかといえばよい」が約42%、「悪い又はどちらかといえば悪い」があわせまして38%という回答で、ほぼ同率の回答でございます。しかしながら、学校毎にみるとかなり偏りが見られました。

次に問3の「教育環境（施設面）」でございますが、「よい又はどちらかといえばよい」があわせまして約25%、「悪い又はどちらかといえば悪い」があわせまして約60%という回答であり、学校施設自体に対する不満が多く、特に先ほどの一般保護者の方と同様ですが、飯塚地区や穎田地区の学校に不満が多くでており、どちらの地区も昭和40年から50年代に建築され、建替え等が進んでいないことからの回答と考えられます。逆に穂波地区等建替えが進められている地区については、「よい」との回答が多く見られましたが、体育館等の古さを指摘する声も多くありました。先ほども言いましたが、これは保護者等の回答と一致したお答えとなっています。

次に下段問4でございます。「学校の再編・整備」については、「賛成又は条件付で賛成」が約54%と「反対又はどちらかといえば反対」が33.5%を大きく上回っております。直接教育現場に携わる教職員は、学校の再編整備の必要性を望んでいることがうかがえます。また、回答数は少なかったですが、具体的に再編整備の必要な学校については、小学校では小規模な学校、菰田・八木山・高田・目尾の各小学校を挙げる教職員が多かった中で、内野小学校が比較的少なく、地理的問題や地域と学校の良好な関係を知る教職員が多いのではないかと考えております。中学校では、特に小規模な学校2校、菰田・飯塚第三中学校に対して再編整備が必要という回答が大多数を占めていましたが、穂波東中学校を挙げた者も22人おり、これは再編というよりも施設等を移転しての整備という観点が大きいのではないかと考えているところでございます。

次に右側下段の問5でございます。「複式学級」については「反対又はどちらかといえば反対」が約46%、「賛成又はどちらかといえば賛成」約20%を大きく上回り、教職員の多くは複式学級は望ましくないと考えていることがわかります。なお、望ましいと回答した者のうち、現在複式学級がある学校に勤務する教職員が多く、先ほども説明しましたが、経験者と複式学級を経験したことの無い者の認識の違いがあるのではないかと考えております。

8ページをお願いします。左側上段の問6でございます。1学年の学級数については、小中学校とも「3学級」が最も多く、その他の学級数も加え、回答者のほぼ全員が複数の学級が望ましいと回答し、同様に1学級の児童・生徒数では、小中学校とも「30人以下」を望んでいます。このことから、1学級の人数は少なく、学級数は多くという意見が現場の大勢の声と言えます。

次に右側上段の問8でございます。小中学校の通学距離と通学方法では、小学校が2km以内で徒歩、中学校では4km以内で徒歩又は自転車通学が多く、また通学方法では小学生の自転車通学に反対する意見が多く見られ、このことについても保護者等の意見と一致しています。

次に9ページ右側中段、問10でございます。学校選択制については、「反対又はどちらかといえば反対」が約4割で、「賛成又はどちらかといえば賛成」の約3割を上回っているが、比較的多くの教職員が選択制について賛成であることがわかりました。

次に下段の問11、「小中一貫教育」についてでございます。「賛成又はどちらかといえば賛成」が約57%、「反対又はどちらかといえば反対」が9%と「賛成」が大きく上回っています。本市においては数年前より小中一貫教育や小中連携教育の研究や実践を行なっていることから、教職員間でもその効果について実感しているのではないかと推測しております。

最終10ページをお願いします。問12の「学校施設の複合化・多機能化」については、5割以上の教職員が効果があると考えており、過去の実態等から考えれば、現在は随分認識が変わっているのではないかと推測しているところでございます。

最後にここに記載いたしておりませんが、「自由意見」ですが、698人のうち約41%、

260件の意見が寄せられております。主な意見としては、現在勤務している学校のソフト面、ハード面に対する意見や提言の他、再編整備は必要と考えるが、地域との繋がりを十分配慮すべきだといったような意見が特に多く寄せられており、学校と地域の繋がりの必要性を重んじている教職員が多いことがわかりました。全体的には、保護者・一般市民の方との大きな意見の相違は見られませんでした。その中で特筆すべきは、学校の複合化に対して多くの教職員が賛成としており、学校の役割、地域の役割を明確にするとともに、これを踏まえたくうえで連携していくことを望んでいると思われまます。また、1学級の児童、生徒数については、未回答の者を除くと「1学級30名以下」が望ましいとの回答がほぼ全員の回答となっていることから、現在の学校の切実な課題のひとつではないかというふうに考えております。以上簡単であります。2月に実施しました飯塚市立学校再編整備等に関するアンケート調査結果の報告といたしますが、このアンケート結果を踏まえまして、学校の再編整備計画案を教育委員会で再検討を重ね、素案を策定し、各学区の皆様方のご意見もさらにお聞きするために、説明会を開催し、最終的な教育委員会としての再編整備計画を決定したいと考えております。以上でございます。

頤田小中学校の基本設計の案の説明の前に、若干私のほうからこれまでの経緯等を説明させていただきます。

まず、地元への説明につきましては、昨年7月に頤田まちづくり協議会教育専門部会、と8月に頤田自治会長会において、基本的な方針や計画についてお話ししておきまして、その後頤田小中学校建替えに関する地域教育会議を設立していただいております。このメンバーといたしましては、自治会長会、まちづくり協議会、小学校中学校PTA、児童クラブ保護者、公民館利用者のそれぞれの代表、あわせまして頤田小学校、中学校長の計10名の方に佐賀市への先進地視察等を含めまして、5回ほど検討、議論を重ねていただいております。建替え場所、公民館の敷地内への移転などについて教育会議として了解をいただいております。

本年度に入りましては、今月18日に頤田自治連合会総会におきまして、小中学校建て替え場所は、現在の小中学校の敷地であること、公民館や児童館を併設することなどを説明し、このときは特にご意見はございませんでした。また先ほどご説明しました、2月に実施したアンケート調査について、頤田地区の分をあわせて説明させていただきますと、頤田地区は292名の保育所、幼稚園、小学校、中学校の保護者の方とその他の市民の方にご協力頂いております。学校の建替えについては73%の方が耐震等が心配等との理由で必要とお答えになっており、建替える場所につきましては、「移転したほうがよい」が5.2%に對しまして、「現在地、できれば現在地」をあわせまして約62%の方が現在地での建替えを望まれております。

また、公民館との併設等につきましては、「地域で子ども達を見守る、育てるといった取り組みが行われやすくなる」や「地域との連携、施設の有効利用にメリットがある」とお答えになっており、一方心配な点としては、約半数の方が「不特定多数の人が出入りするので、子ども達の安全面が心配」とお答えになっております。この子どもの安全・安心に関しましては、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会や本委員会、頤田地区の地域教育会議でもそのことを十分に配慮する必要があるという意見が多く出されておりましたので、事務局、関係各課や基本設計委託業者と重点的に検討を重ねまして、その対策について十分に配慮しておるところでございます。なお、小中一貫教育につきましては、約9割の方がご存知で、その効果につきまして学力の向上、中一ギャップの解消、思いやりの心が育つなどと満遍なくお答えになっております。

また、頤田小中学校の教職員37名の調査結果につきましては、小中一貫教育に対して効果があるとお答えになられた先生が7割を超えておりますし、公民館との併設につきましては、ある意味事務局の予想に反しまして、8割近い先生方がその効果を期待していると回答されて

おります。なお、小中一貫教育について、いわゆるソフト面でございますが、教育カリキュラムや学校運営などについては、現在穎田小中学校のそれぞれの教務主任、校長、教頭および教育委員会の専任スタッフを含む関係職員からなる穎田校区小中一貫教育推進委員会で、そのカリキュラム等について鋭意研究いたしているところでございます。それでは基本設計案について手嶋課長より説明いたします。

教育施設課長

穎田小中学校建設基本設計案につきまして、ご説明いたします。A3の横の図面をお願いいたします。まず最初に本日提示いたしました基本設計の案は、最終ではございませんのでよろしくをお願いいたします。今後さらに教育委員会、議会、地域の方々などからの意見をお伺いし、子どもの安全のための動線の確保などの基本的なことを平面計画に反映させ、早い時期に平面計画を決定し、設備計画、構造計画などを含めて8月末までに最終的な、基本設計を作成する予定でございます。なお、平面計画の詳細につきましては、自主設計で作成していくように予定しております。資料の1ページをお願いいたします。現在の穎田小学校および穎田中学校の敷地状況図でございます。

2ページをお願いいたします。現状の小中学校の敷地の中で、建物をどこに配置したら一番最適か検討した土地利用計画図でございます。方位は左下に記入しております。建設地としては、点線で囲った3つの選択肢が考えられます。まず現在の小学校の敷地、造成レベルD部分ですが、この敷地は南北に細長く、採光のあまり良くない教室などの配置になり、計画上是不適な地形と考えられます。次に現在の中学校の敷地、造成レベルA部分ですが、現在の校舎をまず取り壊しての建設となり、生徒の仮移転が必要となります。また進入口が1箇所しかなく最適ではないと考えられます。これらの2つの敷地と比較した場合、現在の中学校の校舎敷地と中学校のグラウンドを利用した敷地、造成レベルA部分とB部分が、最適な敷地であると考えられ、建設場所を現在の穎田中学校の体育館が建っている場所と中学校のグラウンドとし、段差を利用して建設することとして計画いたしました。そのおもなメリットとしては、学校と公民館、図書館、児童館、給食調理場への材料搬入や体育館など出入口が学校部分と分離できること、現在の中学校の校舎がそのまま利用でき、生徒の仮移転をする必要がないこと、そのため仮校舎での授業を行う必要がなく教育環境の確保が出来ること、建物に十分な採光が取れることなどがあります。デメリットとしては、中学校のグラウンドが一定期間使用できないことがあります。

3ページをお願いいたします。この土地利用計画図の検討結果に基づいての配置計画案でございます。まず出入口ですが、東側の現在の正門を学校専用の出入り口とし、北側に公民館や給食場への出入口として、2箇新設し車両の出入口を分離し、子どもたちの学校生活に支障がないよう配置しております。また南側に200mトラックや中学校の野球が出来る程度の広さのメイングラウンドを配置し、現校舎解体後、整備する計画でございます。南側にグラウンドを配置することにより、建物に対しまして日照の影響が少なく、日当たりの良い建物ができると考えております。そして現在の小学校の敷地にサブグラウンドを配置する計画でございます。なおプール、テニスコートの配置につきましては、現在検討中であり、決定ではありませんのでよろしくをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。地下一階の平面図でございます。恐れ入りますが、7ページの断面イメージ図を見ていただきたいと思います。敷地がまたがっている関係上、断面イメージ図を参考に付けさせていただいております。造成レベルAと造成レベルBの関係を図面に作成いたしております。そのため、この地下一階という表現をしておりますけれども、これは造成レベルB部分のことでもありますので、前面道路から見れば一階ということになります。恐れ入ります、4ページに戻っていただきまして、公民館や給食場などの出入口を前面道路から2箇所新設し、学校の出入口との分離を行います。図面でいきますと、上部前面道路上部の給食場

ほか出入口と公民館ほか出入口というふうに記載しております2箇所を新設いたします。地下1階部分の外周に体育館下部分を含めた駐車場を計画し、建物は事務室やホール、研修室、授乳室などの公民館エリア、図書館エリア、集会室、遊戯室などの児童館エリアのほか、公民館、図書館、児童館の共用で使用いたします多目的トイレなどを設置し、その他学校と公民館や児童館と共用で使用する小アリーナ、学校が使用いたします武道場や給食調理場などを計画しております。この給食調理場に1階から3階までの配膳室、およびランチルームを結ぶエレベーターを設置いたしまして、配膳用だけでなく、障がいのある方も利用できるようにしております。また公民館エリア内にも、上階の公民館と学校と共用で使用いたします特別教室や、体育館のアリーナに行くためのエレベーターを設置いたしております。

5ページをお願いいたします。1階部分の平面計画図でございます。恐れ入ります、先ほど申しましたように、7ページの断面イメージ図を見ていただきますようにこの1階というのは、敷地に段差がありますので、造成レベルA部分の1階でありまして、造成レベルB部分2階部分をさしております。この1階と造成レベルの2階部分が、同じレベルということでございます。5ページに戻っていただきまして、出入口は図面右側の矢印部分、正門を学校専用といたしております。1階には体育館のアリーナ、公民館、児童館の上階に学校と共用で使用する音楽室、図工室、作法室、調理室、コンピュータ室1などの特別教室を配置いたしております。この共用で使用する特別教室と学校エリアとの間に、図面でいいますとコンピュータ室1とコンピュータ室2の前の廊下部分に点線で記入いたしております、ここに安全対策のために夜間や学校の休みの期間に閉めるシャッターを設置いたしております。1階中央に正面玄関、職員室、事務室、校長室や保健室などの管理部門を配置し、正門やグラウンド、及び低学年の普通教室等へも視線が届くように計画しております。不審者の侵入の発見も早くできるのではないかと考えております。その他、マナビ塾やコンピュータ室2を配置いたしております。また西側に児童生徒の昇降口や異学年が交流できるホール、特別支援教室を配置し、北棟と南棟に低学年4学年分の普通教室8教室及び低学年が利用いたします図書コーナーを併設した多目的スペースを2カ所配置し、その他多目的トイレなどを設置するように計画しております。

6ページをお願いいたします。2階、3階の平面計画図でございます。図面の右側部分の2階部分の南棟に中学年へ3学年分の普通教室6教室及び多目的スペースの2カ所やPTA室を配置し、教員が休み時間でも子どもたちを見守ることができるように普通教室の間に教員コーナーを設けております。また多目的トイレなども設置するように計画しております。また、北棟に生徒が専用で使用いたします図書室や理科室、音楽室などの特別教室を配置しております。図面に吹き抜けの記入がございますが、吹き抜けにつきましては採光の面や、通風の面で必要最小限の箇所で計画し、吹き抜けの周辺には十分な高さを持った、または形状を吟味した手すりを設けるなどして、子どもたちの安全対策を講じていきます。1階屋上部分には太陽光発電パネルの設置や屋上広場を設けるようにしております。図面の左側部分の三階部分には高学年、2学年分の普通教室4教室及び多目的スペース1カ所、生徒会室、ランチルームや被服室、調理室、美術室、技術科室、金工木工です、などの特別教室を配置し多目的トイレなども配置するように計画しております。吹き抜け及び教員コーナーにつきましては、2階と同様な考え方で計画しております。2階屋上部分には、屋上広場を設けるようにしております。

7ページをお願いいたします。断面イメージ図でございます。先ほど申しましたように、造成レベルA部分と造成レベルB部分にまたがった敷地でございますので、段差を利用した敷地のためその高低差と建物の階の、1階2階の高さの関係がわかるように参考に添付しております。校舎周辺の子どもたちの安全対策といたしまして、正門につきましては歩行者と自転車及び車両入り口を完全に分離して設け、校内の経路も歩車道を完全に分離いたします。また、万が一バルコニーから落ちた場合の対策といたしまして、バルコニー下などは植樹帯や花壇の設置、芝生化など衝撃を和らげる工夫をいたしております。

以上が、配置計画及び平面計画の概要ですが建物の規模、構造につきましては現在の中学校の校舎が建っている敷地を基準といたしまして、本体が鉄筋コンクリート造地上3階、地下1階、この地下1階は先に言いました現在のグラウンドの高さでございます。体育館が鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、延べ床面積が約12,800平米で予定しております。子どもの安全面を重視いたしまして、また太陽光発電や屋上緑化、壁面緑化、園庭の芝生化などの環境教育の教材となるようエコスクールを目指していきます。以上簡単ですが、基本設計の概要説明を終わります。

学校教育課長

学校開放日について報告させていただきます。この学校開放日につきましては、市内全小中学校が保護者及び地域に開放し、学校の教育活動を公開することにより学校への理解と共同意識を高め、地域に信頼される学校作りの推進を目的としております。

ことして4年目を迎えております。これまでの成果につきましては、平成19年6月、最初の年でございますが、2,253名の来校者でありましたが、昨年11月には4,022名となっており、来校者数が増加傾向にあることがあげられます。また、学校からは「開かれた学校に対する教職員の意識が高まってきている。」あるいは「授業内容や教育環境を改善しようとする教職員の意識が高まっている。」、「終日開放することで学校の教育活動を知ってもらいいい機会になった。」等の意見が出されております。保護者や地域からは「子どもが楽しく授業を受けている様子を見ることができてよかった。」、「久しぶりに子どもと体を動かし楽しい時間を過ごすことができました。とても喜んでいたのでよかった。」、あるいは「わかりやすい授業で子どもも前向きでした。さらに個々の能力を伸ばす授業を継続してほしい。」などの意見が出されております。

本年度につきましては、小中学校にあわせて3幼稚園においても6月1日(火)、11月18日(木)に実施します。この広報につきましては、市報及び飯塚市ホームページへの掲載、各新聞社への掲載要請を行い、また、各学校からは保護者・校区住民の方々へ学校だよりなどを通じて広報を行います。市職員へは、関係部課長宛に学校開放日への参加奨励の依頼をします。あわせて、斉藤市長、片峯教育長が飯塚商工会議所及び飯塚工業会等を訪問して、市内の事業所で働く保護者の方々が、学校開放日に参観しやすいようお願いの文書を持参し依頼しております。学校におきましては、各学校の特色ある公開と参観者のさらなる拡充が図られるように指導しております。公開内容が決定次第お知らせしますので、多くの学校を参観していただきますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

この資料について、ちょっと図面で説明をしてもらいたいのですが、エレベーターが付くということですね、エレベーターは何台付くんですかね。

教育施設課長

公民館エリアの、体育館のアリーナへ行くために公民館エリアが1台と、学校部分に1台、合計2台予定しております。

永末委員

その部分で、1台学校エリアの部分ということですが、これについてちょっとお尋ねします。食堂が3階にありますよね、これに1階だったですかね、給食をつくりますよね。それから3階まで上げると、このエレベーターを使うということ、この前のあり方委員会ですかね、あそこで言われてましたね。そうした中で、私は食の安全ということから、これはやっぱり生徒や先生方が乗るものと別にした方がいいのではないかなという気がするんですよ。そこのとこ

ろの考え方はどんなふうに考えてありますか。

学校給食課長

各階に配膳室、3階にランチルームを設けておりますが、それは給食調理委員がきちっとついで運びますので、しかもフタのついたもの、外からの物を投げ入れたりとかいろんな異物を混入できないもので監視しながらあげます。そういうことで、障がいのある児童生徒、もしくは外来者の方がおったときは、そちらを優先して上がっていただくようには考えております。

永末委員

そういうような配慮はできると思うんですよ。だけど、例えば何年か前にO157が流行しましたよね。そういうものとか、それから今はもうあんまりないけど、赤痢とかいろんなものが仮にあったとすれば、そういう雑菌を仮に持った人がですよ、発症していないで、その人がそのものを使ったと、そこにその菌付着しとったとかゆうことになると、それが調理と一緒に運ばれた場合に、フタをしてあったらいいんだということかも分らんけど、私はそうじゃないと思う。やっぱりそういうもので運んでそこで蔓延した場合に、これは大変な事故として取扱いになって、大変なことが起きてくると私は思うんですよ。だからできるなら、こういうものはやっぱり専用のエレベーターをつかって、人が乗れんようなそれだけのためのものにしてやった方が、私はこれは一番いいんじゃないかなと思う。そこんところは今からここで返答してくれということとはできないから、一応そういうことの要求の方にさせてもらいます。それとですね、吹き抜けというのがありますよね。吹き抜けでテレビでも報道があっていたように、転落事故とかそういうことがありますよね。そのところの対策を詳しく教えてください。

教育施設課長

前回の特別委員会でもご意見いただきまして現在検討中でございますが、吹き抜けにつきましては、今の計画は1階から3階まですべて吹き抜けという計画をしておりますが、やはり安全面から考えますと、3階の吹き抜けは見直す必要があるかないかというふうに考えています。どうしてもつけなきゃならない、採光の面とか、それから通風の面、それから職員室のホールの上にとってますので、職員室から2階が吹き抜けを通して見るとかいうことの必要最小限のところにつきましては、設置するように考えております。どうしても廊下とかに接しますので、手すりを少し高くするとか、それから格子状のものじゃなくて、パネル状のもので手すりを付けるとか、どうしてもそういう対策がとれない場合には、ちょっとした強化ガラスで全面を囲うとか、検討に入っております。

永末委員

あのですね、これは小中学生と一緒に勉強するわけでしょう。そしたら中学3年というのは、かなりの体格で力も強いですよ。そういうものと小学校1年とか2年とか一緒にしている中で、休み時間にふざけて子どもを投げ捨てるぞと言って、ちょっとした時に、中学3年生ですよ、小学生はするわけない、そういうことになったときに、いくら高いといっても相当な身長があって力があるものがそのようなことをして、もし事故があったときはこれも大変だと思うんですよ。そういうことは、やはり投げ真似をして落ちたという例は何例かあるものですから、そういうことをしたらいかんとわかっててもやるのが子どもなんですよ。だから私はアクリルですとかいろんなことを言われようですけど、私はアクリルをして風通しが悪くなるなどならば、吹き抜けというのはもの凄く不必要なものであるというふうに考えますが、そこはどうなんですか。

教育施設課長

先ほど申しましたように、下の階に明かりをとるとか、そういった環境の面もございまして、委員ご指摘のことは検討いたしまして、吹き抜けにつきましては必要最小限なところで設置したいと考えております。

永末委員

それで、どうしてもそういうことであれば、この図面から見れば横の壁をのかせばいいことであって、なにも吹き抜けを、なにもモデルハウスのようにそういうことをする必要はないと私は思いますがね。一応何か理由があるうと思いたしますが、できる限り安全を注視して、とにかくそういう事故で、市や教育委員会が頭を痛めなくていいようにしてもらおうほうが、私はいいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

委員長

他に質疑ありませんか。

佐藤委員

資料要求いたします。一番最初にありましたアンケート結果の部分ですね。分析では、各校区ごとの分析もされてあるみたいですが、その辺の提出率の状況とか、そういう部分の資料を要求したいと思いたします。それと学校開放日について、2500人から4000人にふえたということ言われましたけども、平成19年度から21年度、間隔にしたら100人程度ですよ、34校割ったら、授業参観にしたら少ないんじゃないかなと思うんで、その辺の実績等があれば、これは後日でも構いません。学校開放日の分は資料要求をお願いいたします。委員長お願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま佐藤委員から要求のあっております資料は提出できますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今、資料要求のあったもののうち、アンケートの分析結果の校區別の一覧表は準備できますが、回収率については本日手元に資料を持ってきてませんので、できましたら回収率は次回ということでよろしければ、各校区別のアンケート結果の一覧表が提出できます。

学校教育課長

さきほどの資料をつきましては、後日お渡しすることができます。

委員長

お諮りいたします。ただいま佐藤委員から要求のありました資料については、要求することご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:07

再 開 11:16

委員会を再開いたします。本日提出可能な資料は配付いたしました。その他の資料につきましては、後日の委員会までに準備をいたさせます。他に質疑はありませんか。

佐藤委員

提出ありがとうございます。この資料は熟読して、またの機会にしたいと思いたします。それと、穎田小中学校の件なんですけども、図書館、公民館等と一緒に併設されるということなんですけども、子どもの安全とか、そういう部分は本当に守れるのかどうか。それと授業中にいろんな方が出入りされる部分で、子どもたちの集中が途切れないかどうか、その辺のお考え方を示してください。

教育施設課長

まず建物の配置の設計上の観点からいいますと、夜間とか学校の休みのときにはシャッターを閉めるようにはしておりますが、平日の学校があつてるときには言われるように、そういう方が侵入されるケースも考えられます。公民館の事務所とか、それからそういう公民館の活動をされている方がいらっしゃると思いますので、そういう方の見守りとか、それから中央付近に職

員室等の管理の部分を配置いたしておりますので、そういった運用面ではその辺で学校の子どもの安全が確保できるのではと考えております。

佐藤委員

公民館等は、人が集まるようにする場所でしょう、どんどん人来てくださいというアピールをされると思うんです。今までの事件のいろんな学校が巻き込まれて、侵入者がきて、殺人事件とか起こったときには、そういうことで対処できますか。管理人室、事務室できちっと見ておけと言っても、公民館に行くふりして普通どおり学校内に入るんです。そこで刃物等を持ってあたりしたら、事務室の人間で抑えられますか。

教育部長

今回の5ページの1階平面計画案を見ていただきたいと思うんですけども、現在の地形を利用して大きな導線といたしましては、当然公民館、図書館利用者と小中学校の児童の導線が重ならないような形にいたしております。まず1点はそこでございます。それともう1つは公民館等といいますか、複合棟との間にシャッターといいますか、区切りを設けたいと思っておりますが、そのシャッターを閉める時間については、学校との運用とかの問題がございますので、この時間帯を閉めますということは今現在は申せませんが、そのような形をしたいと思っております。

学校の安全安心という意味では、スクールガードリーダー等そういったものもございまして、全体的な中でしていきたいと思っております。ただ、この穎田小中学校につきましては、公民館、いわゆる社会教育部門それから学校教育部門の学社連携をすることによって、教育効果を上げるという目的で今一体型を考えておりますので、その中で交流できるものは交流し、安全を守るべきところは安全を守るということで、きちとした運営の方法については、今後、説明の中で若干申し上げましたけども、現在の穎田小中学校の校長、教頭、主幹教諭あたりと現場の状態等につきまして協議をさせていただきますし、また運用面につきましては、当然公民館とか児童館とそういった担当者を含めた中で、今後の運営についてじっくり協議をしていき、子どもの安心安全については十分な配慮をしてみたいと思っておりますのでよろしく願います。

佐藤委員

ぜひお願いします。今スクールガードリーダーと出ましたけども、そしたらスクールガードリーダーは飯塚市の単費で全学校に配置されるということですか。その辺も検討してください。現状をきちんと、スクールガードリーダーの把握等をして、今までの経緯も調べて検討してください、お願いします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

永露委員

できるだけ簡潔にやりたいと思います。先ほど穎田の小中学校の件でご質問がございましたエレベーターですね。エレベーターを2基付けるということで、ちょっと聞き漏らしたんですけども、それぞれの使用目的はどのような形で考えてあるのか、具体的にご説明をいただけませんかでしょうか。

教育施設課長

1基は公民館の方に設置いたしまして、2階の学校と共有します特別教室、それから体育館のアリーナに上がっていくようなことで利用する、公民館エリアとしての1基でございます。そしてもう1基が、学校の校舎の中に配置いたしまして、地下に給食調理場がございますので、給食調理場から1階、2階、3階までの配膳室にあげるエレベーターと、そしてそのエレベーターを利用して障がいのある方とかも利用できるようにしておるものが1基の合計2基を考えております。

永露委員

公民館のほうはいいんですけども、学校側につける1基ですね。これについては今の話ですと、給食の配膳に使用する、もう1つが障がいのある児童生徒のための、ですから、一般の児童生徒、教職員はこれは使用しないということによろしいでしょう。そういう形で私は認識しておりますが、それならそれとってください。

教育施設課長

学校分につきましては、今委員言われるようなことで使用はいたさないように考えております。

永露委員

了解しました。それとアンケート調査の概要をいただいたんですが、少しお尋ねしたいんですが、冊子のほうのこの1ページに、当初から1次の実施計画で学校の再編数が出されておりました。小学校、中学校をこれくらいに再編するということが出されておられます。ここでも書かれておるんですが、小学校は22を13から15ということですね。中学校においては、12校を9から10の再編という形で1次では出されておられます。これについては、アンケート調査等を行った上で、最終的な2次の実施計画を立てるということですから、そのときに具体的に出てきましょうけども、これについてまず、この変更があり得るのですか。あり得るといふ我々は認識に立っていいのですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

1次に計画しておりました今委員さんが申されるような学級の編成について、今回2月にアンケート調査を実施しまして、その後教育委員会でも再度2次に向けての検討を重ねているところでございます。そういう検討の途中ではございますが、最終的に学校数等の変更はあり得るといふふうに考えております。

永露委員

あり得るといふことですね。あり得るといふことは、しないということも範囲の中に含まれるということでも理解していいんですね。ということですね、当然。それはならんでしょけども、でもそのこともあり得るといふことでしょ、いかがですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

そういうこともあり得るといふふうに考えております。

永露委員

でも、このアンケートの内容からいきますと、そういうことはあり得ないということですね。皆さん方が考えているおりのアンケート調査が、はからずも出てきたと。このアンケート調査の内容をみるとそういう数に落ちつくんですね。よかったですね。それで、この中で複式学級についての内容があるんですが、複式学級についてはこのアンケートからいくと、おおむね好ましくないという方向が出されておられますが、まずその複式学級そのものについての教育委員会の考え方はどうなんですか。何でもかんでも、アンケートがこうだからこうしますということではなくて、ある程度のこういう基本的なものに対する教育委員会の考え方というのは当然あるはずでしょう。当然あるはずなんです。それについてどうなんですか。

学校教育課長

複式学級につきましては、いろいろな意見がございますが、やはりアンケートにもありましたように他学年に渡って指導しますから、なかなか指導がしにくいんじゃないかという意見がございます。私どももそういうふうに考えておまして、複式学級はやっぱり子どもの教育のためには望ましくないのではないかと考えております。もう1つは、非常に少ない人数でやりますものですから、人間関係を築いていくといいですか、そういった心を築いていくという面においてもふさわしくないというふうに判断しております。

永露委員

西先生、あなたは明確に言われたんだけどね、教育委員会としては、自分としても例えばこういう複式学級はいろんな面から見てマイナス要因が多い、ですから好ましくないということ言われたんですね。あなた方は、その好ましくない学校に入ってくださいということを推奨しておるんですね。何を言っているかわかるでしょう。矛盾しませんか。教育上子どもたちにとって好ましくないと言いながら、こういう学校にぜひ来てくださいと言って特例的に認めて推奨しているんじゃないですか、していませんか。

学校教育課長

自由校区につきましては、アンケートの中にもありましたとおり、6割程度方が賛成だということによってあるわけですが、今教育委員会としましては、複式学級を解消しようとして、そこについては校区自由性をしているわけです。ですから、教育委員会としてはそれを解消しようというつもりでやっているわけですから、矛盾することはないと思っております。

永露委員

鳩山さんみたいな返答しますね。あなた言ってることがおかしいでしょうも。思いませんか、課長。複式学級を解消しようというために、そういう広い範囲からぜひ来てくださいと。来てくださいということは、ここの学校は非常にいいですよと、子どもたちにとってもプラスな面が多いですよということからやりよるんでしょうも、違うんですか。そうじゃないとしないでしょ。例えば授業だけじゃなくて、そういう違った面でのプラスの面が多いからこういうところにも沢山お見えになっているんな経験を積んでくださいと、それが子どもたちのためになりますからということで推奨しておるんでしょうも、違いますか。

学校教育課長

言われるとおり、趣旨はそのとおりでございます。ただ教育委員会としては、先ほど言いましたように複式学級の解消にも力を注いでいるということでございます。

永露委員

現実問題として複式学級の解消になりませんよ、そういうことやったからといってね。何人きていますか。数名でしょうも、違うんですかね。気持的にはわかりますけど、現実問題として複式学級の解消なんかにはなりませんよ、そういうのは。それとですね、学校再編で再編統廃合に賛成反対というアンケートをとった中で、これで一番多いのが条件つき賛成なんですよ。圧倒的に多いんですが、この条件つき賛成の、できればその具体的な内容をお示し願います。

学校施設等再編整備対策室主幹

今のご質問の確認ですが、教職員の結果ということでしょうか。

永露委員

この概要版にですね、40ページにアンケート、これは全ての回答結果じゃないですか。全体の回答結果で条件つき賛成というね、グラフが出ておりますけども条件つき賛成というのが圧倒的に多いので、その条件つきというね、その条件という内容をできたらお示しください。

学校施設等再編整備対策室主幹

質問委員が言われた40ページは、教職員の集計の欄でございますので、その旨の回答でよろしいでしょうか。この再編統廃合に関する教職員のアンケート結果で、いろんな条件が出ております。その中で一例を申し上げますと、いろいろございますが、例えば地域の意見を十分に聞いた上の再編であればよいとか、通学距離等を勘案してもらえばいいとか、スクールバスの運行等を条件であればよいとか、そのようなものが多数条件としてあがっていました。

永露委員

それはそれで結構です。このアンケートについてはもう終わりますが、全体的な問題として教育部長、前回宿題を差し上げていたんですが、その回答はいかがですか。

教育部長

質問委員が言われるのは、割愛職員に関し、飯塚市教育委員会と県の教育長との間でどういうふうな回答と申しますか、そういうことがあったのかというご質問だと思っております。その後、筑豊教育事務所のほうに参りまして、一応現状についてまずお伺いいたしました。県内6教育事務所がございまして、6教育事務所、それからいわゆる教職員が1度退職して、一般的に割愛と言われるものですが、しているところはどれぐらいあるのかという話を先ずさせていただきます。正確な数は把握できないけど、市のレベルになるとほとんどの地教委に対して課長であるのか指導主事であるのかは別にして、教職員が一度退職して割愛ということでしてるケースがほとんどですと、市のレベルになるとない方が少ないということでございます、ちょっと政令指定都市は除きますが。それと次に6教育事務所、そういう教職員が割愛でいるところと協定を結んでいる、協定と申しますか取り決めをしているところがありますかという質問させていただきます、それについてはありませんということでございます。ない理由についてどういうことかという、基本的には現時点では、これは答えになるかわかりませんが、特段問題はないのでそういった話があがったことはないというのが事実であるということでございます、一応現時点ではそれをお聞きしまして、現在地教委の方でどういうふうな対応というか、そういうことをするのかちょっと協議してまいりたいと、今のところはそういう段階でございます。

教育長

5月の15日までそのようなことを判断する仕事をしておりましたので、お答えをいたします。県の職員から市の職員ということで、通常はこれ割愛ということで認知されるようになっております。また市の職員として一旦身分を変えた者を県の職員として再び雇用するということも、通例になっております。ただ例えば、私の場合については、県の職員から市の職員にストレートにいきません。一旦教育委員ですから非常勤の職員になります。それで県の職員から市の非常勤職員への割愛という制度は、労基法上認められておりませんので、通例の市から県、県から市というものに当てはまらない職種が、教育長であるというように当時判断をした次第でございます。

永露委員

すいません、教育長、ご質問以外のことをお答えいただきまして、せっかく言われたんですけども、今教育長の場合、県教委から地教委、市の職員ですね。先ずその教育委員への選任ということになりましたんですけども、その場合に当然県教委を退職されたわけですね。そして一旦は非常勤の職員、非常勤特別職、これは教育委員ですね。まず教育委員ですから、教育委員は非常勤嘱託という特別職ですけども、それについては非常勤の場合にはそういうことに当てはまらないということですけども、ただ今回それを受けて教育長になられた。教育長というのは、もうご存じのように一般職ですから、常勤になります。せっかく、今日はお尋ねするつもりは全くなかったんですけど、先生がそういうふうに言われたんでお尋ねいたしますが、今回の場合一旦退職されたんですね。これまでの、例えば学校教育課長でありますと退職金は当然支払われずに、戻るという前提のもとでのルートがあったんですね。そこに私はきちっとした取決めをすべきだという、身分の保障すべきだということで申し上げたんですけども、今部長言われるにはもう今までどおりでやると、非常に不安定なままですけども、今までどおりの取決めどおりに、なあなあの中でやっていくということですよ。それはそれでいいんですけども、教育長の場合、県教委を退職されたときに学校教育課長の場合ですと退職金が支払われなかったんですけど、先生の場合はどうですか。

教育長

退職金を支出される手続になっております。

永露委員

今回の場合は、これまでの学校教育課長とは立場はちょっと違うんですけど、辞められる、

そして、そこに退職金は支払われてるということですね。そうなりますと、基本的にはもう退路を断たれるわけです。退路を断たれるということに、私はそういう状況であればなると思うんですよね。そこで市長、ちょっとお疲れのところ申しわけないけども、お尋ねしたいんですが、いわゆる教育委員の任命は市長がなされます。教育委員の任命をなされて、任期は4年ですね。4年間は保証されます。任期4年は、ここまでは保証されます。でも、まだその4年が終わった後も先生は、本当ならばまだ現場でやられるお年なんです。本来ならばまだその後もね、2年ぐらいは学校現場で活躍される年齢なんです。でも、その4年から先の話は保証はないんですね。そこまでの決意を持ってなられたらということは、これは評価いたします。評価いたしますが、市長、ただ4年後本来ならば、あと2年間学校現場でやられる。非常に私は学校現場にとって、私個人も有能な人材だと思っております。その方が、その残りの任期をふってまでもなられたんですよ。そのあとの市長としてのお気持ちとしても、できるかどうかわかりませんが、そのあとのフォローも私は必要だと思うんですが、当然。そこらあたりの何かご決意等は持っておられますか。

市長

4年間という区切りの中での教育委員という形で、そしてまた教育長になっていただいたわけですがけれども、その後に対する、当然私はご指名をするときにその件を非常に心配をしておりましたけれども、今の流れの中での手だてとしては、そのあとのフォローをすることはできません。残りの2年に関してですね、今の流れからいってできません。それで、そういうことで今委員からお話があったように、ご本人が決断されてそういうことになられたというお話があったように、その段階で私も非常に迷ったわけですけど、ご本人の決断の中で残り2年を棒に降っても4年間の中でしっかりやっていきたいというお話をいただいたから、私はそれではお願いしたいという形で決めさせて頂いたわけで、その後に対する保証等に関しては、今のところ手立てをうつところはないです。

永露委員

それだけに、片峯さんの決意の表れが出てきとるんだと思うんですよね。でも、私個人的に言わせてもらおうと、片峯先生は教育長としても素晴らしい能力を発揮されると思います。申し分ないと思います。私も大賛成です。でも、それ以上に私は現場でやってもらいたかった。この方は、現場が一番なんです。子どもたちのために一番合うんですよ。このことだけは申し上げておきます。ご本人も決断されたことですから、でも少し残念なところはあります。だからといって教育長が要らないということではないんですよ。教育長は教育長としての能力を十分に発揮されると思うんですけど、それ以上にやっぱり子どもたちのそばにいたい人なんです、この人は。これは終わります。もう少し時間があります。学校教育課長にお尋ねいたしますが、今、例えば子どもたちが塾に数多く通ってると思うんですね。今飯塚市の現状はどのようになっていますか。

学校教育課長

塾に通っている児童生徒の件でのご質問ですが、実際各学校に調査しました結果ですが、小学校の1年生からもう塾に行っているという状況がありまして、市内におきましては小学校1年生は8.3%の児童、小学校2年生につきましては11.1%、小学校3年生は13.7%、小学校4年生は17.8%、5年生は18.7%、6年生が23.7%ということで小学校につきましては、全体で15.6%の児童が塾に通っております。中学校におきましては、1年生が32.2%、2年生が34.7%、3年生が51.4%で全体で39.5%の生徒が塾に通っているという状況でございます、これは家庭教師等は含んでおりません。

永露委員

今ご答弁ありましたように、小学校のときから非常に塾通いが多いという状況、まして受験を控えます中学校3年になると半数以上が塾に通っておるという状況ですが、まずこの状況を

どのようにお考えになりますか。

学校教育課長

これにつきましては、各学校の内容につきまして、非常に差異があるといえますか、もの凄く通っている学校と通っていない学校とありまして、教育委員会としましては学校ではいろいろな学習内容、授業といえますか、そういうような方法等について追求していくわけでございますが、塾におきましては、結果を求めるというやり方でありまして、その点につきましては学校等も塾のやり方を学ばなければならないというように判断しております。

永露委員

そうなんです。塾は要するに民間ですから、結果イコール自分たちの生活に直結する問題ですから、結果を出さなければならないという状況なんです。でも、それは形としては公教育の中で出てきませんけども、子どもたちにとっては同じことなんです。子どもたちにとっては、例えば受験というものが避けて通れませんので、受験という結果が出てますから、子どもにとってはこの結果を出さざるを得ない。親にとってもそうなんです。学校はその結果にこだわれないんでしょう。こだわれないんですよ、仕組み的に。仕組み的にはそうなんです。それをあまり言うと、また反発が来るから、気持ちはあってもあまりそれは表に出して言えないところがあるんですよ。そういう中で、やっぱり最終的には結果が求められるんです。小学校の場合から受験する方もおられますけども、基本的には中学校は高校受験というのが、もう97、8%ですか、ほぼ100%近くが今高校進学しますので、この受験というものがある以上は、それに対する結果をやはり求めざるを得ないわけですね。そういう中で公教育としては、どのような関わり方をされておられますか。

学校教育課長

塾への関わり方ということでございましょうか。公教育が塾への関わりということに関しましては、そういう関わりがほとんどないというのが状況でございますが、ただ事例としては塾に学ぶといえますか、塾に行って指導を受けたという学校も存在しておりますし、今現在二瀬中におきましては、土日に3年生を中心にボランティアの方々ですが、コース別に学習しているという状況もございます。

永露委員

親にとって、例えば子どもたちにとっても、塾の必要性というのは仕方ないんです。これは仕方ないものがあるんです。ですから、例えば子どもたちにとっては、授業の補完の意味での塾通いというものありまじょうし、また別の意味からすると、例えば公立の学校の授業だけでは自分が目指す学校には合格しないという、絶対に合格しないという現実があるんですね。その現実を西先生も把握されておられますでしょう、いかがですか。

学校教育課長

委員さんご指摘のとおりでございまして、学校の授業内容だけでは解決できない問題が有名進学校等では多く出題されますので、委員の言われるとおりでございまして。

永露委員

今どうかわかりませんが、以前、今もありますけども東京に四谷大塚塾というのがあったんですね。これは今もありますけども、当時は非常にこの大塚塾に入るのが難しくて、ここに入るための塾がまたあったんです。それが現状なんですね。そういうのが現状なんですよ。でも、そういう子どもたちと今度上のランク、例えば大学等に行くと同レベルで喧嘩しなきゃいかんのです。だからやっぱり、塾との連携とかいう、いろんなソフトの面、ハードの面がありまじょうけども、塾との連携とかいうことも公教育として無視できない問題だと思ふんですよ。これについては、もう少し真剣に、基本は片峯先生言われたように子どもたちのためにどうすればいいかだけ考えて、大いに検討してみてください。是非、やってください。

それともう少し、教育長、ちょっとお尋ねします。ずっと前からですけども、教育委員会の

形骸化とかね、教育委員会不要論といったものが、もの凄く噴出したときがあるんです。今でも根強いものがある。必要ないじゃないかと、何のためにあるんだとか、そういうものが言われたことがある。ずっと前もありますし、現在でもそういう議論がなされております。まずこのことについてトップとして、教育委員会のトップとしてどのようなお考えを持っておられますか。

教育長

まず教育委員会は、私は教育委員会は教育の政治的中立と教育の連続性を確保するために、一定独立した教育行政執行機関だと認識をしております。これまで、ややもすると、教育委員会会議そのものもある意味マイナスの意味でスムーズに流れ、外から見ると十分な論議がなされていないような誤解を受けていたことも感じておりました。また、話し合われた内容等につきましても、情報公開される部分が少なかったと思っています。現実問題として、教育委員さん方は私以外に4名いらっしゃいますが、基本がレイマン、つまり素人だと思っています。素人である価値があるというように認識をしておりますので、ある一定学校長経験者、ある一定町の行政執行者としての経験者、もう1名がPTAの深い関わりを持たれた社会人の方、そして今度加わられた1名は、実際に高校1年と3年のお子さんをお持ちの保護者です。それぞれの立場から、自分の考え方で教育委員会のやろうとしている執行内容について、率直な意見をいただき、ときには変更もありながらも独立した考え方をしっかり持っていっているという、その過程を公開することで、市民やそれから議員の皆さんにも信頼される教育委員会づくりに邁進したいと思っています。

永露委員

今教育長が言われたことは、非常にそのとおりなんですけど、これからは教育長の指導のもとにそういう形でなされるだろうと信じております。でも、これまでがそういう形のものが全く現れてなかったというところに、私達は常に疑問をもっておるんです。私も何度か教育委員会の傍聴に行きましたが、まず議論がなされない。なされていなかったといいましょうかね、なされていなかったんです。何をしよるのかと。この理由を考えたんですけどね、前もっての事前説明を行うでしょう、恐らく。役所でもそうですけど、事前説明を行うんですよ。そこでやりとりして、了解をしてもらおうですよ、委員の皆さんに。そんなことをやると、公式な委員会の中で当然議論はなされないでしょう。わかっておるから、理解しておるから、それが傍から見ると何をしよるのかということに言われてきたんです。ですから、説明をすることは悪いことではないと思います。でも、そこまでね、その説明をするだけに止めてほしい。それから先の疑問点があれば、そういう公開の委員会の場でやってほしいんですよ。恐らくそれは片峯教育長は絶対やるだろうと信じておりますが、いかがですか。

教育長

同感であります。実際に私が教育長になりまして、教育委員会会議を2回開いてきました。1回は私自身の任命に関わる件でございましたが、2回目はいわゆる学校再編についての臨時の教育委員会会議でした。間もなく議事録が公開されると思いますが、事前説明は今おっしゃいましたとおり簡略化して、率直に教育委員会会議の場でご意見を出してくださいというように私や教育部長のほうから逆にお願いをした次第です。そのような形をとりながら、その議論の場が公開されるようにこれからも努力したいと思っています。

永露委員

ぜひ期待をしております。頑張ってくださいね。それでもう1点だけさせてください。いわゆる法改正がなされまして、民間校長の登用が可能になりました。日本各地でそういう民間校長の登用が数多くされておりまして、かなりの成果を私は上げておるんだろうといふうに思います。その典型が藤原さんですね。いろんな形での登用がなされて、いろんな形での成果も出されておるだろうと思うんです。私はいいことだと思うんですよ。市教委にとって、この民間

校長の登用ということについては、どのようなお考えですか。

教育長

現在のところ、高等学校ではございますが、福岡県下では義務制では一人もいらっしゃいません。しかしながら、法的には民間校長の任用ができますので、その効果と必要性及びそういうことの任用につきましては、市教委独自ではまだ制度的にできるものではありませんので、県の教育委員会とも合議しながら検討を進める材料としたいと思います。

永露委員

ですから、教育長の考えとしては、もちろん市教委単独ではできませんけども、県教委の許可、認可が必要だと思いますけども、市教委としてね、教育長として、民間校長の登用活用についての必要性を、私は認めております、効果も認めております。片峯教育長はそういう気持ちに私はたっておられると思うんですが、あの必要性は、効果も含めて。検討する、話し合う、市教委に権限がないということわかりますけども、あなたの基本的な考え方はどうなんですか。

教育長

私が校長をしておりましたときには、民間校長に負けない自分であるために、経験や専門的法規認識を持ちたいと思っておりましたが、年齢や単なる昇任試験の結果だけでなく、本当に学校長となれば、このような学校経営やこのような地域作りをしたいという提案までも含めて、できる方がいらっしゃれば、前向きに考える時代に来ていると思っております。

永露委員

そういう方がいらっしゃればという話ですが、いるんじゃないですかね、いると思いますよ、民間にも。だから、そういう形で民間の、いわゆる民間の発想をそういう、失礼な言い方ですが、古い体質の中に民間の発想を入れ込むということが、この法改正の一番の目的なんです。ですから、うちの今の市長だって同じことなんですよ。これまでの役所のそういう体質の中に、自分の民間的な発想を入れて変えていくんだということでも出られたわけなんです。それと全く同じことなんですよ。いいお手本があるじゃないですか、傍に。だから、そういう民間人の活用を図られるということが、僕は絶対にプラスなと思いますので、おられればとかいう話ではなくて、自分のほうから探し回ってでもこの人ならというような人があれば、県教委と話し合っただけでいいと思いますよ。ぜひ任用のあり方も含めて、人探しも続けていきたいと思っています。ご指摘ありがとうございます。

教育長

校長、そして校長会議への刺激や活性化にもつながると思いますので、ぜひ任用のあり方も含めて、人探しも続けていきたいと思っています。ご指摘ありがとうございます。

永露委員

時間ですので、今日はこれぐらいでやめときます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「学校給食について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

この学校給食につきましては、委員会におきましても、鋭意執行部の意見もいただいてですね、審査をしまいいりました。今後も学校給食については、さらなる充実を要望してまいりますけれども、本件は一応調査終了というお取り計らいのほう、委員長のほうにおいていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

委員長

ただいま、松本委員から本件について、調査終了してほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了についておはかりするということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「学校給食について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正について」報告を求めます。

総合政策課長

報告事項、指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正についてご報告を申し上げます。当指針につきましては、前回、平成20年9月に改訂版を策定していたものでございますが、その後の事務処理を行う上で、新たな見直しが生じ、また、議会での貴重なご意見等も頂きましたため、このたび改正したものでございます。

主な改正点は3点で、1点目が文言の改正、項目順序の入れ替え、2点目が選定評価書の失格項目の追加、3点目としまして選定評価書の評価点の変更を行っておりますが、文言の改正以外の重要改正部分についてご説明申し上げます。説明に際しましては、資料の17ページから20ページに付けております新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

まず18ページをお願いいたします。中段の(イ)の失格事項の部分でございますが、ここを改正しております。この部分につきましては、文言ではわかりづらいと思っておりますので、当資料の12ページを用いてご説明申し上げます。恐れ入りますが12ページをお願いいたします。この失格事項につきましては、これまでは「指定管理者としての適性」の中にございます2.「施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針」の「応募法人(団体等)が市の基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。」のほか、当該選定評価書中、四つの項目のうち一つでも一定のレベルに達していない場合は落選するとし、その一定のレベルとは5点と決めておりました。しかし、この部分に設けております、各項目7つにつきましては、どれ一つ抜けても管理運営能力が欠けていると判断できるのではないかと指摘を受けまして、今回そのように全項目を失格項目に追加いたしますとともに、一定のレベルにつきましても、5点と明文化したものでございます。

また、公募であれ非公選であれ、選定評価書の総得点が50%に満たない場合も失格だと決めておりましたが、これにつきましても、はっきりと明文化したものでございます。次に、新旧対照表の19ページをお願いいたします。中段の部分では各項目について詳細な評価を可能とするため、これまでの1・3・5・7・10としておりました5段階評価方式を、1点から10点までの10段階評価に改正をしております。なお、当改正指針の施行につきましては、本年4月よりとしております。以上簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

1点だけお尋ねをいたします。この改正版は先ほども言われたように、事務的な改正版であろうというふうに思います。議会の中でもお願いをしてみました指定管理者にする前に、この事業は、指定管理者にそぐうものか、そぐわないがないものかという議論も十二分にさせていただきたいというお願いをしてみました。この中ではそれは出て来ておらないというふうに、私は感じておるんですが、その部分のお話合いと言うんですかね、あれは進んでると考えてよろしいんでしょうか、どうでしょうか。

総合政策課長

今ご質問者おっしゃった内容につきまして、指定管理者にそぐわないかそぐかということにつきましては、導入推進委員会の中で、まずそれを諮って、それから導入すべきということであれば選考といえますか、応募していくという流れになっております。

松本委員

以前からそうだったんだろうと思うんですが、だから、それはそのように会議の中でお話し合いがなされると、もう少し議論をされて出てくるというふうに考えてよろしいのですか。

総合政策課長

以前は施設の所管課が導入すべきか、すべきでないかというのを決めておりました。現在もまず導入するかしらないかというのは、施設の所管課が上げてはきますが、それが果たして正しいのかどうかというのを導入推進委員会の中で議論をしてるということでございます。

松本委員

そうです。所管だけではいけないんじゃないかというお願いもしてみました。それで、その導入をする導入委員会の中で、議論がなされているという解釈でよろしいですか。

総合政策課長

はい。その通りでございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

生涯学習課長

報告事項「指定管理施設の評価について」をご報告いたします。当課が所管いたします「飯塚市立図書館」の指定管理者、「(株)図書館流通センター」及び「飯塚市健康の森公園市民プール」の指定管理者、「(有)飯塚スイミングスクール」それぞれの平成20年度業務実績に基づく外部評価を飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、別紙「指定管理業務評価表」のとおり、答申を受けております。この評価結果につきましては、当該指定管理者へ通知するとともに、改善点については早急に改善し、市民サービス等の向上に努めるよう、指導を行っております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

一つ要望しておきます。指定管理者評価委員会のメンバー構成とここにある図書館、および飯塚スイミングスクールですね。いわゆるプール関係に対して、スポーツ関係に関して、この委員の中にこういうことに精通した方がいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。例えば、委員の方が何か、プールの関係の今まで管理をしてきたとか、水泳のことがよくわかってあるとか、また図書館であれば図書館の運用で、どういうところでこの委員会の方が判断できるの

か、そういう能力を持った方がいらっしゃるのか。その辺のことを知りたいので、資料を請求したいと思います。委員長のほうでお取り計らいをよろしくお願いします。

委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま瀬戸委員から要求のっております資料は提出できますか。

総合政策課長

要求の資料は提出できます。

委員長

おはかりいたします。ただいま瀬戸委員から要求のありました資料については、請求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市中心市街地活性化基本構想の報告について」報告を求めます。

商工観光課長

平成22年3月に作成しました中心市街地活性化基本構想について、説明をさせていただきます。本日配布しました飯塚市中心市街地活性化基本構想報告書をお願いいたします。

表紙を開いていただき、目次をお願いいたします。本構想の構成につきましては、第1章において中心市街地を取り巻く本市の概要を記載し、中心市街地の現状を整理しております。第2章において「中心市街地の検討対象区域」を設定し、第3章から第4章にて、当該設定区域における課題を整理し、活性化の目標・ビジョン及び活性化施策の方針(案)を設定しております。第5章から第7章において、活性化施策実現のための展開、指標、整備メニュー等について記載し、第8章において今後の取り組み課題について述べております。末尾に平成22年2月に開催しました地元住民懇談会・市民ワークショップの開催概要を添付しております。なお、目標・ビジョン及び活性化施策の方針(案)の設定にあたりましては、平成11年3月策定の旧法中心市街地活性化基本計画の課題及び過去2回のアンケート調査の結果、平成22年2月に開催した地元住民懇談会の内容等を踏まえ、設定しております。

内容について、ご説明いたします。26ページをお願いいたします。検討対象区域につきましては、内閣府が指導しております中心市街地の要件を踏まえつつ、商店街と一体性を有する商業区域及び中心市街地の活性化をより効果的に図るため、飯塚駅、地方卸売市場を含めた区域を設定しております。

32ページをお願いいたします。本市では、平成11年3月に旧法における活性化基本計画を策定しておりますが、その概要を記載するとともに、33ページ以降で簡単ではございますが、その総括を行っております。旧法におきましては、商業振興が中心でございましたが、中心商店街の現状等、十分成果があがっていないのが現状です。36ページから38ページにかけて、アンケート調査の結果を記載しております。

44ページをお願いいたします。右側に「中心市街地活性化の目標と取り組み」を記載しております。目標としましては、「やさしさあふれる『おもてなし』と『なごみ』のやすらぎ空間創出」、副題としまして、「賑わいとふれあい、安心・安全とチャレンジの場づくり」としております。これに基づき、2つの基本方針を設定しております。基本方針の1、生活と観光が融合した「おもてなし」と「やさしさ」のまちなかづくり、基本方針の2、物語性のある「まちあるき」の環境づくり。この2つの基本方針に沿って、15の活性化施策を提案しております。内容につきましては、新法の趣旨に基づきまして、「街なか居住の促進、定住環境の整備」及び「商業振興」、西鉄バスセンターや道路整備等、「都市機能の拡充」の3つを柱に

検討しております。

47ページをお願いいたします。活性化施策を3年以内に実施するもの、5年以内に実施するものに色分けを行い、検討対象区域に落とした展開図でございます。

最後に59ページをお願いいたします。今後の取り組み課題を各項目ごとに整理しております。火災跡地につきましては、街なか居住の推進と商業の活性化の両面から検討を行うことを提案し、また、当地区は水害からの復興を果たしたことを大きな特徴として、安全・安心のまちづくりの視点をもって取り組んでいくこと等を記載しております。

以上が基本構想の概要となりますが、本構想につきましては、今後、中心市街地活性化基本計画を策定するための検討材料として、市民のみならず積極的に周知していきながら、地域の皆様や地権者の方、商工会議所をはじめ事業の実施主体の方等を交え、地域ぐるみで活性化に向けた具体的な事業の組み立てを行っていきたいと考えております。また、事業の組み立てにあたりましては、民生活力を十分に活用するとともに、飯塚緑道公園や嘉穂劇場などの既存施設を有効に利用しつつ、国、県等の支援メニューを効果的に活用していく必要があると考えております。

以上、中心市街地活性化基本構想の概要について、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負契約の報告について」報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします4件の工事は、小・中学校の大規模改造工事でございます。入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、建築一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、4月16日に入札公告を行い、5月11日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、資料1ページをお願いいたします。二瀬中学校大規模改造(その1)工事につきましては、20者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格1億2017万3550円に対し、落札額1億214万7150円、落札率84.99%で竹並建設が落札しております。

次に、資料2ページをお願いいたします。上穂波小学校大規模改造(その2)工事につきましては、18者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格1億484万9850円に対し、落札額8912万1900円、落札率84.99%で鈴木建設が落札しております。

次に、3ページをお願いいたします。二瀬中学校大規模改造(その2)工事につきましては、18者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格1億16万1600円に対し、落札額8513万7150円、落札率84.99%で瑞建工務店が落札しております。

次に、資料4ページをお願いいたします。穂波西中学校大規模改造(その3)工事につきましては、17者による入札を執行いたしました。その結果、予定価格9059万850円に対し、落札額7700万1750円、落札率84.99%で橋本組が落札しております。

今回の4件の入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づきまして、くじ引きにて決定いたしております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「直方市中泉の産業廃棄物処理施設に係る経過について」報告を求めます。

環境整備課長

「直方市中泉の産業廃棄物処理施設に係る経過について」ご報告いたします。本件につきましては、昨年8月3日、11月6日の委員会におきまして、環境調査の概要と経過報告をさせていただいておりましたが、今回関係自治体との情報、意見交換等を踏まえ、意見書の骨子素案を作成し、地元と意見調整に入りますので報告するものでございます。

資料の地域指定に係る意見書の骨子素案をお願いいたします。1に記載しております半径3kmの範囲の考え方でございますが、これは福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則において、埋立処分を行う産業廃棄物処理施設の地域指定基準として定められており、市内において考えられる大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質等の各影響を受ける範囲につきましても、 から に示しておりますように、半径3kmの範囲の中に含まれておりますので、妥当なものと考えております。

次に裏のページをお願いいたします。環境調査書に対する現時点での意見でございますが、

から にありますように、調査分析をさらに行う必要があると考えておりますので、意見書に付加し県の指導を求めるものでございます。この中で特に5の水質につきましては、地下に坑道が存在することが考えられますので、特に詳細な調査が必要と考えております。今後、関係部署、関係団体、地元自治会等との意見調整を行った上で、意見書を提出し、県の指導状況等を注視しながら引き続き、関係部署、関係団体、地元自治会と連携し環境汚染の防止に向け、対応してまいりたいと考えております。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「公用車による交通事故発生の報告について」報告を求めます。

環境施設課長

公用車による交通事故発生について報告します。資料として事故現場見取図を提出しております。本件事故は去る4月20日(火)午前10時30分頃、環境センター職員が相田地内の宅地で、収集業務を終え、し尿収集車を宅地内から市道に移動中、大きく右ハンドルを切ったため、同宅を訪問調査に訪れ駐車していた調査員の夫が所有する車輻に損傷を与えたものです。双方に人身傷害はなく、公用車への車輻損傷はありませんが、相手車輻のフロントバンパー、右フロントフエンダー、パネル等の修理が必要となっております。

この事故につきましては、職員が後方確認を怠ったための事故であり、損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であります。職員の交通事故防止については日々、朝礼等において安全運転の徹底に務めるよう指導しております。今後とも引き続き当該職員はもとより、他の職員にも機会あるごとに安全運転を行なうよう指導いたします。また、来月の6月30日でございますが、外部講師を招き、環境施設課全職員を対象に安全運転講習会を開催し、交通事故防止に取り組むことにしております。以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「公用車による交通事故発生の報告について」報告を求めます。

学校教育課長

公用車による交通事故発生について報告いたします。この事故は、本年4月28日(水)午前9時15分頃、楽市小学校の事務職員が肥料の運搬を行うために、穂波支所で公用車を借り、楽市小学校へ向かう途中、別添の事故現場見取り図をご覧ください。その図のように、道幅が狭く対向車と離合する際に、対向車に気をとられ公用車のサイドミラーを住宅の門扉支柱頭部に接触させて、公用車及び住宅の門扉が損傷した事故です。損害状況につきましては、人身はありませんが公用車左サイドミラーを破損しています。相手方にも人身の被害はありませんが、門扉頭部を破損し、門扉が閉まりにくい状況となっております。

今後の措置につきましては、管財課と協議し、損害を与えた門扉の原型復旧を行い、相手方と早急に解決を図るようしております。今回の事故につきましては、運転手による前方不注意が原因であり、当該職員には指導するとともに、他の職員にも安全運転を心がけるよう注意をしております。今後もことあるごとに教育公務員として、安全運転に心がけるよう指導を重ねて参ります。以上簡単ではありますが、報告を終らせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。